



韓国(朝鮮)女性運動小史(2003年度第1回コロキウム  
報告)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 市場, 淳子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004942">https://doi.org/10.24729/00004942</a>

## 2003年度 第1回コロキウム報告

## 韓国（朝鮮）女性運動小史

市場 淳子

伊田：市場さんは被爆朝鮮人の問題をずっと運動として取り組んでこられたわけですね。それでご著書などもおありで、韓国などでもいろいろ調査とかをやっていらっしゃるということを伺っておきまして、草の根の社会運動のレベルでの女性の動きなどをお伺いできればいいなと思っております。そういうことでお願いいたしました。

市場：私は韓国の女性運動に関して、専門でもなんでもありませんけれど、さっきおっしゃったように、伊田さんとは学生のときからの付き合いで、その頃から韓国の被爆者に対する補償を求める闘争に取り組んでいました。そして、去年の暮れ、新聞に大きく載ったのを見ていただきませんでしたでしょうか。在韓被爆者の方が、大阪でずっと「被爆者援護法を在韓被爆者にも適用せよ」という裁判闘争をされていて、勝利され、日本政府が上告を断念しました。それで、原爆に遭って韓国に帰って行き、無援護状態におかれている韓国の被爆者の人たちが、まだ完全ではないですけれども、日本政府がおこなっている被爆者援護施策のある一定部分を、韓国にいながらにして受給できるようになったんです。そういう在韓被爆者の運動をずっと25年くらい支援し続けていて、韓国の被爆者の中には女性被爆者が半分おられるわけですね。それで、韓国の被爆者の女性の人たちを理解したい、同じ女性として理解に努めたいという思いがふつふつとあるころから湧いてきて、韓国の女性の置かれている現状とか状況というのは歴史的に見てどうなのかなという個人的な関心をもって、自分でちょこちょこ調べだしたんですね。

また、私は大阪外大で朝鮮語を教えているんですが、そこに女性学リレー講座というのがあります。外大にはあらゆる言語をやっている先生たち

が集まっているので、あらゆる国の女性のことに詳しい先生たちがたくさん集まってるんですね。それで、それぞれ自分が専門とする国の女性問題とか、女性の歴史や現状を、20人くらいの女性教員で年一回ずつリレーで教えるというのが取り組まれていて、そこで私が韓国の女性について担当してきました。そんなわけで、毎年一つずつのテーマで学生たちに韓国の女性問題について授業を準備してきたこともあって、今日はそういうのをつなぎあわせてここでお話できればと思います。

伊田：何かテキストが出ていましたよね。大阪外大の授業の。それに書いておられたのを読んでいたもので、ちょっとその印象を受けまして。

市場：リレー講座の内容が『地球のおんなたち』という本にまとめられていますが、私は一つの問題を詳しくお話はできないので、朝鮮半島における女性運動の歴史を、ざっと時系列でお話します。やはり朝鮮半島の女性たちが置かれている今日の状況というのは、本当に日本の植民地支配とは切り離せない、朝鮮の近代は、日本が朝鮮を植民地支配したところから始まっています。そして、その植民地支配のせいで多くの朝鮮人が広島と長崎にアメリカが投下した原爆の被害を受けるようになったのですから、朝鮮半島における女性の歴史においても、私の関心はとりわけ植民地支配の時代に向いていきます。たとえば、今、韓国の女性たちの一番の政治課題になっているのは戸主制度廃止運動なのですが、この戸主制度一つとってみても、日本の植民地支配のときにもたらされたものです。ですから、そういう視点で韓国の女性運動小史というものを簡単にまとめてみました。

まず、「(1) 植民地支配下での民族解放闘争と女性解放闘争」ということで、女性たちの動きを見ていきます。

1875年に日本が不平等条約を朝鮮に結ばせました。これにより、朝鮮の李王朝時代にずっと長い間続けられていた鎖国が強引に解かれるわけです。それを契機として、日本でも江戸幕府が続けていた鎖国が解かれると同時に欧米の文化がどどっと押し寄せたのと同じように、その1875年以降、朝鮮半島にも日本を通じて、あるいは、アメリカ、ドイツ、フランス、イ

ギリスから直に、欧米の文化が洪水のように押し寄せてきます。特に女性において大きな影響を与えたのは、やはりミッション系の人たちの流入で、宣教師たちが早い時期から朝鮮半島の女性教育というものに取り掛かるわけですね。もちろん、宣教師たちは男性の専門教育も始めますが、やはり女性への高等教育の場がそれまで全然ないところに女性の専門教育、高等教育の場を作るということが、日本でもそうでしたけれども、朝鮮の女性たちに大きな影響を与えました。

梨花女子大というのは1887年、今から約120年くらい前に宣教師の手によって建てられた。アメリカの宣教師が建てた学校です。こうして梨花女子大の前身の梨花学堂というのが始まりました。このように、この時期に欧米の文化が一気に押し寄せ始めます。それから35年後、日本がついに朝鮮を完全に植民地支配します。この開国から日本の植民地にされるまでの間に、支配層の裕福な女性たちの間では、それまでの儒教的なものの考え、意識というのがかなり変わっていきました。欧米の文化を通じて女性の人権意識、女性も一人の人間として平等な人権を持っているという意識を身につけた女性たちが育っていくわけなんです。そのようなときに、朝鮮の女性たちは日本の植民地支配を受けるようになるわけですが、植民地支配の時代に入ると、上層の女性たちのなかで日本へ留学する者が非常に多くなります。東京女子大とか、日本女子大、それから津田塾大学とかああいいう女子大への留学が増えていきます。また、朝鮮でも引き続きミッションスクールでの女性の高等教育というのが広まっていきます。そういう中から、「新女性」とネーミングされるような女性たちの一群が現れて、女性解放思想、封建主義からの女性解放思想が生まれてきました。

この「新女性」たちが主に就く仕事というのは、新聞記者であったり、教師であったり、作家であったりと、言論活動ができる人たちです。そして、日本が植民地支配をすると同時に、ハングルによる出版がどんどん活発になっていきます。

それまでの李王朝時代というのは、ハングルというのが非常に見下げられていて、男性たちによる漢文が重んじられる時代だったんです。日本でも平安時代にはひらがなを見下げ、漢文を公文書に用いていた時代があっ

たのと似ています。支配層の男性たちは漢文を学び、漢文ですべての公式記録を取っていたからです。ですから、1400年代にその当時の王様が民衆のために、ハングルという非常に立派な文字を、学者たちに命じて作らせたわけですが、長い間、普及せずに来たところにもってきて、日本が朝鮮を植民地支配すると同時に、初級学校を各地に作って、そこで日本語といっしょにまずはハングルを教えだしました。後には日本は朝鮮語教育も朝鮮語の使用も、いっさい禁じて日本語のみの使用を強要するのですが、植民地支配の初期には、植民地政策を朝鮮人に徹底させ、うまく支配するためには、いきなり日本語を教えることは不可能で、まずはハングルから教えなければならないという、日本側の事情があっただけのことです。そのことを差して、この前、麻生太郎が「創氏改名は朝鮮人がやってくれといった」という妄言といっしょに、「学校を作って朝鮮人にハングルを教えたのは日本だ」と、いかにもいいことをしてやったかのように言ったわけです。

まあ、こういうわけで、日本の植民地支配と同時に、朝鮮ではハングルによる出版物がどんどん出されていき、そのなかで、女性解放思想を女性たち自身が文章表現して訴えていくということが始まります。

その植民地支配が始まってから2年後の1912年に、朝鮮総督府は朝鮮民事令を公布して、天皇を頂点とした家制度を柱とする日本の明治民法をそのまま朝鮮に適用するという朝鮮民事令を出します。ただ、日本の明治民法を100%丸ごと朝鮮に適用したわけではなくて、一部分は適用しませんでした。朝鮮の夫婦別姓制度つまり姓に関するものだとか、遺産と親族関係は、朝鮮の伝統法を残したんですね。朝鮮に適用された明治民法の中には、家族のなかにおける女性の地位を規制する法律が多いですよ。それが朝鮮の女性の生き方をも規定していきます。

その7年後の1919年には、日本からの独立を求める朝鮮人の三・一民族独立運動が起きました。そのときの様子を当時の記録フィルムで見ることができますが、多くの女性たちがデモ隊の前面に立って闘っているんです。その当時は今以上に儒教の男尊女卑というもの、男女の区分というのが厳しくて、男は外、女は家、というきっちりした区別がなされていたと思う

のです。とりわけ、上層階級の女性たちにはそのことが厳格に求められ、女は家の中で台所仕事だとか、家の中の仕事をするだけで、絶対勝手に外を出歩いてはいけない、結婚した女性は夫以外の男性に顔を見せてはいけないとか、そういう厳しい儒教の規律があったと思うのですが、そのような中で、この三・一独立運動で女性たちがデモ隊に参加している姿を見ると、いかに女性たちが、それまでの封建的な考えをはねのけて、民族独立のために闘うんだ、女性の自由のために闘うんだという意思表示をしていたのかが、よくわかります。

この独立運動は日本の権力によって完全に弾圧されてしまうんですけども、ただ、日本も今までのような武力による強引な植民地支配では、このまま朝鮮を植民地支配できないというふうに考えるようになり、三・一独立運動を弾圧しきった後に、ある程度の教育だとか、朝鮮人の権利を表面上は一部分認めるような政策に、ちょっと切り替えます。で、そういう中で女子教育をおこなう女学校も朝鮮に作られていきます。初等教育機関である普通学校には女の子たちも通えたんですけども、それは4年まででした。日本は6年間ですけども、朝鮮人に対する愚民化政策の一環で、朝鮮半島における初等教育は4年しかやってなかったんです。けれども、その三・一独立運動の後、それを平等にして6年に延長するということがおこなわれたわけなんです。その上の中学校には女子は行かれなくて、この独立運動の後、女学校というものの数が増えていきます。こういうふうには三・一独立運動というのは民族の独立意識を高めると同時に、女性たちの意識を向上させました。

そのいっぽうで、朝鮮には日本の資本がどんどん侵略していき、日本の工場がたくさんできます。そうするとそこで安い賃金で生産力を上げるためにということで、農村の若い女性たちがその工場へどんどん雇われていくようになります。そこで過酷な搾取を受ける女性労働者たちのストライキ闘争も、三・一独立運動の頃から始まっていきます。

その頃やはり朝鮮半島にもロシア革命の影響が押し寄せてきて、独立運動を志す人たちの間に社会主義思想を持つ人たちが増えていって、そういう組織もできていくわけですね。当然、女性たちのなかにも、社会主義の

思想に基づいて女性解放と民族解放というものをとらえるような思想が、この頃から徐々に広まっていくわけです。工場の女性労働者たちのストライキを組織するのも、中心にはそういう人たちがいたりするわけです。

こういう時期にあった1922年、今度は朝鮮総督府が朝鮮戸籍令を公布します。ここが今の戸主制廃止に結びついていくわけですが、日本では明治以降、天皇を頂点とする戸籍制度を作ったわけですが、それと同じものを朝鮮半島にも適用して、朝鮮戸籍というのを作ります。

その当時の戸籍謄本をみるともうまったく日本の戸籍謄本と一緒に、本籍があって戸主があって、日本と違うのは、本貫というんですけれども、その家系の一番最初の人、金だとか朴だとかいうのはどこ出身の金なのかどこ出身の朴なのかと出身地を表す本貫という欄があるくらいで、もう本当に日本の戸籍とまったく一緒です。ハングルは使われていませんから、漢字とカタカナで全部書いてあるんですね。そして、元号が日本の皇紀で書かれていて、皇紀何年に誰それのもとで生まれるとか、誰々と婚姻とか書かれていました。

朝鮮の女性たちも戸籍によって日本の天皇制と家父長制のもとに組み込まれていくわけですが、この時期は、さっきも言ったように、社会主義思想によって民族独立とともに女性解放を勝ち取るんだという運動が、朝鮮の女性たちの間に広がっていきます。それでいろんな女性団体が出ていくんですけれども、それらを統一する、つまり、社会主義思想に基づくグループから、旧来の伝統を重じて民族の独立を勝ち取るという考えのグループまで、みんな一つになって、統一戦線を組んで女性解放運動を進めようという会が、1927年に結成されます。

これが「クヌフェ」、漢字で書くと「権友会」という会です。「権」というのは「むくげ」で、もうすぐ夏になると花が咲きますけれども、日本の国の花が桜と言われているのと同じような感じで、朝鮮の国の花と言ったらこの「むくげ」なんですね。その友の会という名前で、「クヌフェ」というのが女性たちの手によって創設され、全国に40の支部が結成されました。この「クヌフェ」の運動方針は大きく7つにまとめられますが、これを見れば、だいたいこのときの女性たちの意識がわかると思います。

まず女性に対する社会的法律的差別の撤廃。この法律的というのは、この朝鮮に適用した明治民法なんですね。相続権だとか、遺産相続などにおいて全部女性が差別されていて、結婚した女には自分自身の身の振り方に対する決定権が何もないとか、日本の明治民法そのままなんですよ。その撤廃ということです。それから、封建的な因習と迷信の打破。これは儒教的なものの考え方の打破というようなことです。それから、早婚廃止と結婚の自由。これも戸主の承認がないと結婚できなかったんですね。それから人身売買と公娼の廃止。農村女性の経済的利益の擁護。これは当時の朝鮮では8割が農民でしたからこういう課題が上がってくるわけです。それから女性労働者の賃金差別撤廃と産前産後の賃金保証。女性・少年工の危険労働と夜間労働の禁止。

こういうことを掲げて権友会は活動を進めていくんですけども、時代がどんどん悪化していったって、1931年には日本が満州事変を勃発させ、朝鮮を兵站基地化するための政策を強化していきます。産米増殖計画だとか、いろんなものを無理矢理増産させて、それをどんどん収奪していく。それで、農村の疲弊が一気に進み始めて、1920年代から始まっていた離農現象が激化し始め、1930年代に入ると旧満州の中国東北部に生きる術を求めて、農村を捨てて渡っていく人たちや、日本に渡っていく人の数がうなぎ上りに増えていく。また、三・一独立運動の後には日本もある程度朝鮮人の権利を緩和したんですが、それも見せかけのものでしたから、日本が中国侵略戦争を開始すると同時に朝鮮人に対する締め付けや弾圧も再び厳しくなっていくって、クヌフェも結局1931年には解散に追いやられます。クヌフェが解散に追いやられた後、朝鮮の女性運動は、女権拡張を求める人たちと、女性問題を完全に民族独立闘争に解消していく人たちとに大きく二分されていくんですけども、双方とも活発な活動は難しくなっていく。そして、さらに時代は悪化していったって、1937年には日中戦争が勃発し、それと同時に朝鮮人に対する皇国臣民化政策がどんどん強化されて、朝鮮語の使用禁止や、それから、麻生太郎の妄言にあった創氏改名の強要や、神社参拝、そういうことがおこなわれていきます。たくさんの朝鮮人女性を日本軍性奴隷として戦場に狩り出すという暴挙が激化するのもこの頃からです。

そういうなかで、日本は朝鮮におけるいろいろな生産物をさらに収奪していきます。日本ではもう生産力がほとんどないわけです。若い男性を全部戦場に送り出しているわけですから。日本での生産活動というのはほとんど女の人たちや、若い子どもたちの手に頼らざるを得なくなっているわけですね。だから、朝鮮半島でいろんなものを生産させて、それをどんどん収奪しない限り、日本は中国への侵略戦争を遂行できないわけです。

それで、日本が次に何をしたかという、1939年には、今度は朝鮮にも国民徴用令を適用して、若い20歳前後の男性たちを日本の軍需工場や炭坑やそういうところに強制連行し始めます。そうすると今度は朝鮮でも働き手がなくなってきましたから、そうすると何をしたかという、農村女性の労働力の収奪です。もちろんこれと平行して、農村で食っていけなくなった貧しい小作農の娘たちはすでに日本が進出していった日本企業の女工になっているわけですね。まだかろうじて自作農や小作農で生き延びていた農村地帯の女性たちに対する収奪を今度は始めたのです。どうするかという、愛国班とかいろんなものを作って、女性を農作業にどんどん狩りだしていくんです。

その頃はまだ農村社会には封建時代の厳しい男女の二分律が生きていましたから、農作業もそんなに男女が一緒になってやるということはないかたみたいたいなんですね。種をまいたり、草を取ったりというそれほど力仕事ではない畑仕事だとか、野菜を作ったり、そういうのは女性がやっていたけれども、力の要る稲作には主に男性が従事していた。また、女性は昔は、綿の実を摘んで、夜なべ仕事で糸を紡いで、その紡いだ糸で機を織って、夜遅くまで女性たちは家で働いていたんです。

でも、その頃には、日本が朝鮮で増産させていた綿の栽培にも女性たちを総動員し、女性たちが摘んだ綿の実をそのまま全部日本が収奪していくということになっていったし、今まで女性が参加していなかった稲作労働にも、愛国班などを利用して、女性たちを農作業にフル活用し始めました。

1941年に日本がいよいよ太平洋戦争に突入すると、日本と同様に朝鮮でも右傾化がどんどん進んでいって、女性運動において指導的な位置にいた女性たちが、完全に大政翼賛化し、日本の侵略戦争体制に絡め取られてい

くわけです。女権拡張運動を指導していた女性たちが太平洋戦争に協力するための朝鮮臨戦報国団とかに組織されていって、朝鮮の女性たちを愛国班に組織して、いろいろなものの供出だとか、勤労奉仕だとか、そういうのに狩り出していく側に回ってしまう時代に突入していきます。だから、もうこの頃は社会主義思想によって女性解放などをやるというふうには、1927年にクヌフェを作ってがんばっていた女性たちも、結局は亡命していかざるを得なくなるわけです。上海だとか、旧満州の中国東北部だとか、アメリカに行った人もいるかもしれませんが、朝鮮でもそういう考えで女性運動を組織することは当然ながら不可能になっていきます。そして、1944年には日本は朝鮮人男性に対して完全に有無を言わず赤紙、白紙で強制連行したり、日本軍に徴兵にし、朝鮮の村々にも若い男性たちがいない状態になっていきます。

その翌年の1945年8月15日、ついに日本が戦争に負けて、朝鮮は36年の支配から解放を勝ち取ります。解放のときの映像記録が今も残っていますが、人々が街に繰り出していって解放を喜んでいました。8月15日にはすぐ首都の名前を日本の付けた「京城」から「ソウル」に付け替えるというような、そういう動きも始まっていったんです。

次に、解放後の歴史を女性の動きに絞って、「(2) 祖国の独立と南北分断」ということで、見ていきたいと思えます。

朝鮮半島では1945年8月15日にすでに米ソによる暫定統治が始まります。38度線を境にして北にソ連、南に米軍が暫定的に統治するということは、日本がポツダム宣言を受諾したときからもう米ソの間では決まっていた。そして、北の方では早々と女性の組織ができました。北朝鮮民主女性同盟です。これは、金日成（キム・イルソン）が率いる朝鮮労働党が中心になって作ったのだと思うのですが、南の方では、アメリカの言いなりになるような李承晩（イ・スンマン）が亡命先のアメリカから帰ってきて、北朝鮮民主女性同盟ができてから1年後に南の方では建国婦女同盟というのができます。このころの南側の状況というのは、独立後の国家建設をめぐる左右の対立が激化する中、女性団体も左右に分裂、対立するようになっていきましたが、両派が一致して祖国の自主独立、国土の南北統一、

人類平和に貢献するための世界女性との提携を掲げて、公私娼制の廃止、男女平等のための立法化を求めました。

建国婦女同盟というのはそういうのを求めたんですけれども、その2年後に、朝鮮半島に南北2つの政権が樹立されてしまいます。北の朝鮮民主主義人民共和国ではこのときに憲法が制定され、男女平等が定められました。そして、北朝鮮民主女性同盟というのが朝鮮民主女性同盟に名前を変えて、男女平等政策を進めていく組織になりました。

南の大韓民国の方でも48年にできた憲法では男女平等が定められています。ところが、建国婦女同盟というのがなくなって、政府主導の組織である大韓婦人会というのが結成され、この婦人会がおこなったことというのが、女性たちを儒教的な家父長制のもとに組織していくことだったのです。李承晩政権が作った韓国というのは反共国家で、儒教的な家父長制の強化によって北の社会主義に対抗していきます。その結果、女性たちの平等を求める声も抑えつけられていきます。そうして2年後にはとうとう朝鮮戦争が勃発して、3年間国土が戦場となる朝鮮戦争が続き、53年に休戦協定が結ばれるのですが、停戦ではなく休戦ですからいまだに南北は戦争状態にあります。

今度は朝鮮戦争が終わってからの時代に入りますけれども、申し訳ありませんが、北朝鮮の女性運動については私はまだ全然調べていないため皆さんにお話できないので、ここからは「(3) 軍事政権化の女性運動」ということで、韓国のみのお話に入っていきます。

朝鮮民主主義人民共和国では憲法を作ったときに、民法についても、植民地時代に日本が押し付けたものを戸籍制度も含めて全部廃止して、新たな民法を作ったんですが、大韓民国の方ではまだ、朝鮮戦争が休戦状態になった頃にも、日本の旧民法、明治民法がそのまま残っていました。それで、韓国では53年に朝鮮戦争休戦後、女性界代表が自分たちの独自の新たな民法制定を求めています。新民法制定ための委員会もできていて、そこに、男女平等理念を持つ憲法精神に沿う民法制定を求める建議書が提出されもしています。そして、やっと1958年に明治民法が廃止されて、新民法が公布されます。実施はその2年後ですけれども、どのような新民法だ

ったかと言いますと、明治民法に比べていくつかの点では改善され、平等が実施されているんですが、憲法に定められた男女平等規定に反する儒教的家父長制を遵守するための規制が、まだ数々残されていました。

具体的にどういうものかと言うと、男系血統を尊重するための戸主制度、それから、同姓同本不婚制度、これは2000年に廃止されますけれども、さっき言った本貫が一緒の金さん同士は結婚できない。お母さんの系列は一切問わないんですよ。お父さんの方の系列だけの、同姓同本不婚制度、そういうものが規定されます。それから、戸主相続、財産相続、親権行使、親族範囲における女性差別が全部残ります。女性は戸主相続はできない、財産相続も女性が非常に分配が少ない、離婚しても親権は女性には認められない、親族範囲も男性は広いけれども女性は狭い、こういういろんな女性差別規制が残されます。

そして、1961年には朴正熙（パク・チョンヒ）軍事政権が誕生します。学生革命によって李承晩が倒されて、その直後に、朴正熙が軍事クーデターを起こして政権の座に就きます。この頃からもっと厳しい民衆弾圧が強化されていきまして、いろんな女性団体も、大韓 YWCA などの4団体を除外したすべての女性団体が強制解散させられます。

それから1965年に日韓条約が締結されます。植民地から解放されて20年後に、やっと日韓の国交が回復したのはいいのですが、新たな日本企業の侵略が始まり、日系企業がどんどん韓国に進出し始めるわけです。するとそこで何が起こったかと言うと、日系企業、日本の企業で安く使われる女工、女性労働者の問題、それと売買春、売春、買春の問題が、韓国のなかで女性問題として社会問題化していきます。1970年代に入って、日本資本の工場で本当に奴隷のようにこき使われていた女性たちが、生存権を求めてストライキに立ち上がり始めるわけです。厳しい軍事政権下において、彼女らを支援し、女性問題の解決に向けて中心的役割を果たしてきたのは、キリスト教の女性団体ですね。今もある韓国教会女性連合会も大きな働きをしました。その本部を維持していた女性たちというのは、朴正熙大統領が軍事クーデターを起こすちょっと前に就いていた尹譜善（ユン・ボソン）大統領の妻の権徳貴（クォン・ドッキ）さんであったり、去年亡くなられ

ましたけれど、李愚貞（イ・ウジョン）先生というずっと民主化を闘ってきた女性だったりしました。

そういう軍事政権下で捕まえられながらも民主化闘争を闘い続けたキリスト教関係の女性たちを中心に、日本に対する、キーセン観光反対闘争だとか、女性労働者たちの命を賭けたストライキ闘争の支援がおこなわれていきます。

70年代、80年代は、軍事政権と対峙した厳しい民主化闘争がずっと続けられていくわけですが、その民主化闘争は70年代はやはり男性中心の闘争でした。そのような中であって、軍事政権に対する立場の相違を越えて女性たちの共通の課題になっていたのが、家族法の改正でした。先ほど話したように、60年に新民法が公布されたけれども、その中で家族法と呼ばれる部分に、たくさんの女性差別規定が残っていて、それを男女平等にするよう求める「家族法改正」の運動が、女性たちの手によって70年代にずっと続けられていました。73年に「汎女性家族法改正促進会」が結成されて、79年に第一次改正家族法が施行され、女性差別規定の一部が改正されました。

その直後の1980年、20年軍事政権を続けた朴正熙が暗殺されました。このとき、民主化闘争の高まりの頂点として光州で民衆蜂起が起こります。しかし、それに対して、軍の最高責任者であった全斗煥（チョン・ドファン）が、戦車の砲口を民衆に向けて徹底的な弾圧を加え、たくさんの犠牲者を出しました。この全斗煥が次期大統領に就任するのですが、光州民衆蜂起を機に韓国の民主化闘争はさらに命がけの闘いとなり、より広範囲な人々が民主化闘争に立ち上がっていきます。

1970年代における韓国の民主化闘争というのはまだまだ男性が中心だったんですけれども、この光州での民衆蜂起を前後して、民主化闘争に女学生や女性労働者や農村の女性たちも参加していくようになります。また、いろんな芸術活動、たとえば杖鼓（チャンゴ）を叩いたり、弦楽器を叩いたりして伝統芸能をデモに取り入れたり、民衆絵画や民衆歌謡を活用して、民衆芸術の力で民主闘争に広範囲な民衆を参加させていこうというような動きも起きてくるわけなんですね。

そして、1980年代に入ると、女性たちもだんだん民主化闘争の半分を担うようになっていきます。朴正熙に代わって再び全斗煥の軍事政権が発足するんですが、しかし、この全斗煥は民衆の民主化を求める力に抗しきれなくなっています。

その時代における女性運動について、「(4) 民主化闘争の高揚と女性解放運動」ということで、話していきます。ここが非常に大きな節目になるんですが、1982年に、全斗煥政権が「社会科学の理念書の出版緩和」というのをおこないます。これ以前は、ゴーリキの『母』でさえも韓国語に翻訳して出版できない、そういう時代だったんですね。でも、この緩和によって社会主義理論の出版が認められていきます。この頃、私も初めて韓国の本屋さんでゴーリキの『母』が並んだのを見たんですけれども、この「理念書緩和」は女性解放運動を大きく飛躍させる非常に大きなきっかけになりました。これも民主闘争が勝ち取ったものなんですけれども、女性運動においてはこの緩和で、欧米や日本で出版されているフェミニズム理論に関する書物の韓国語翻訳出版がどんどんなされていき、さまざまなフェミニズム理論を韓国の女性たちが吸収していきます。

そして、これを機に梨花女子大では韓国初の女性学の講座が開設されました。フェミニズム理論を吸収して、韓国女性の実態に即した韓国独自の女性解放理論を作り上げていくという作業が、梨花女子大の女性学講座を中心に始まったわけです。その頃から韓国では、女性たちの手によるいろんな女性解放のための理論書が出版され始めます。

その翌年には、韓国政府が国連の女性差別撤廃条約に署名して、国内法の整備をせざるを得なくなっていくわけなんですけれども、ちょうど同じ年に、またこれも今の韓国の女性運動を強力に引っ張ってきた「女性の電話」というのが創立されます。これは、前年の理念書出版緩和などを受けて、韓国の女性たちにとって今何が問題になっていて、どういう運動を作っていくべきかということを検討するために、まずは女性たちの現状を把握しようというので始まったものです。命の電話とかああいうのがヒントになったんだろうなとは思いますが。

さて、女性からの女性による電話相談を始めて見ると、どういうものが

「女性の電話」に寄せられてくるかと言いますと、家庭内暴力が圧倒的に多かったわけなんです。

それまで儒教思想の中で日本以上に家庭内のことを外に持ち出すとか、男性が女性に加えた暴力を外に向かって言うなんていうことはとてもできないような社会状況だったわけなんです。でも、「女性の電話」を通じてそういう家庭内での女性の被害がどんどん明るみに出てきて、これは個々人の問題ではない、社会問題であるというふうにこの「女性の電話」のスタッフたちが捉えて、女性への暴力をなくす運動を開始していきます。

その翌年には、家族法改正のための女性連合会といういろんな女性団体の連合組織ができますし、「もう一つの文化」というものもできて、フェミニズムのための季刊誌だとか月刊誌もどんどん出され始めます。

すごい勢いで女性運動が高揚していく時代なのです。同時に民主化闘争もずっと高揚し続けます。そして1987年についに次期大統領候補の盧泰愚(ノ・テウ)が民主化宣言をしました。このとき、私は、韓国社会は相当に自由に物が言えるような社会に一変したという感を持ちました。びっくりしたことの一つに、私の会う韓国の被爆者たちが、朝鮮戦争について語り始めた、ということがあります。それまでは朝鮮戦争のことを語るというのは絶対のタブーだったんですね。韓国の被爆者も朝鮮戦争のときにいろんな経験をしているんですよ。北から攻めてきた人民軍が自分の村に入ってきて、中にはその人民軍を支援するような動きが村の中にあったりとか、後は親戚の誰それが人民軍に入っていたとか、自分も人民軍から逃げまどったとか、いろんな体験を持っているのに、在韓被爆者の実態調査で生活史の聞き取りをしたさいにも、朝鮮戦争のときの話になるとみんな口をつぐんだり、言葉を濁していたのですが、民主化宣言の直後から、自分が体験した朝鮮戦争のことを口々に話し始められたのです。

これが民主化というものなのかと、ある感慨を抱いたのですが、とにかく韓国社会の最大の問題は北との関係、南北の分断ですよ。反共法があって、国家保安法があるわけですから、何かちょっと下手なことを言うと、それがスパイ行為として密告されて、反共法、国家保安法の適用対象となるという、そういう重苦しい軍事政権の状況があったわけです。その反共

法とか、国家保安法とかはまだあるんですが、この民主化宣言である程度のところまでは自由に物が言えるようになったというのが、民主化闘争の証ですよ。そういう中で、被爆者であるおじいさんおばあさんでも、それまでは言えなかったことを自由に言うようになったわけですから、たぶん若い人たちの民主化を求めるエネルギーというのはもう一気に爆発する状況になったんだと思います。女性たちもどんどん活発に運動できる状況がここで作られたわけですね。

そのような民主化宣言を受けて、韓国女性民友会だとか、女性労働者会だとか、いろんな女性団体が結成されていきます。それらのなかで一番また大きなものとなるのが、韓国女性団体連合です。これは女性平等を求め様々な女性団体の連合体です。韓国のすごいところは、いろんな運動においてこういう統一戦線がすぐできることです。この韓国女性団体連合がその後いろんな女性団体のまとめ役、連合組織になって、家族法の改正だとか、女性への暴力の禁止だとか、様々な女性問題を解決し、女性解放を一步一步勝ち取っていく主要な軸になっていきます。

そして、1990年代に入ると、韓国の女性運動は、「(5) 女性法制定運動」という言葉で言い表せるように、法律を勝ち取る運動に集中していきます。韓国の憲法では男女の平等が定められているわけですが、実際の民法だとかいろんな生活現場では、それが徹底されていない現実を、法制定によって変えるという運動方針が取られていくのが、民主化宣言以降の韓国の女性運動です。

具体的には、88年男女雇用平等法が施行される。それから90年に入って、これはちょっと女性法制定とは流れが違いますが、日本軍性奴隷の実態が尹貞玉（ユン・ジョンオク）先生たちの調査によって初めて明らかにされ、梨花女子大の女性学の学生たちを中心に運動が進められ、国際運動へと広がっていく出発点になるんですが、これが90年ですね。

法改正に戻りますと、91年に、改正家族法が施行されます。2回目の改正ですね。これは後で春木さんに説明していただければと思いますが、戸主相続から戸主承継になったり、親族範囲の男女平等、それから女性の相続分の拡大、これは拡大であってまだ男女平等ではないんですね。それか

ら親権のほぼ平等。これは、離婚した際に女性も親権を主張できるというものです。こういう改正がなされました。

それから、この頃、韓国政府の側から姦通罪の廃止が提起されます。韓国政府は女性差別撤廃条約を批准し、国内の法整備を進めていく過程で、その廃止が世界的潮流になっている姦通罪の廃止を政府主導で進めようとした。ところが、韓国の女性団体が右から左までこぞって猛反対したんです。「女性だけに厳しい貞操が求められる社会慣習のなかで、姦通罪が無くなったら、夫の浮気はますます増えるから、姦通罪の廃止の前に、貞操倫理の男女平等や、社会や家庭での男女平等がまず達成されるべきだ」というのが、女性たちの反対理由だったんです。それで、結局、姦通罪に関しては、刑罰を緩和するという法改正にとどまりました。

伊田：この姦通罪は、男女とも同じ内容ですか。日本のようなものではなかった？

市場：日本の明治刑法下での姦通罪のように男女不平等の内容ではなく、姦通罪の告訴権は夫婦双方に平等に認められています。だから、韓国の憲法裁判所も、「刑法の姦通罪処罰条項」は憲法に定める男女平等にも違反せず合憲であるという決定を下しています。

市場：というわけで今も韓国には姦通罪はあります。

ところで、「女性の電話」がずっと明らかにしてきた性暴力の実態は、1990年代に入ってますます、家庭だけにとどまらず、学校現場つまり女子中学校、女子高校における教師の女生徒に対する性暴力だとか、親の元で生活できない子どもを保護している施設における指導員の女の子に対する暴行だとか、障害者施設における指導員の性暴力だとか、さらには米軍兵がおこなった韓国女性への性暴行が、「女性の電話」で明らかにされてきました。そして、「女性の電話」のスタッフは、電話で知った被害事実に対し、着実に被害回復の闘いを組んでいったのです。具体的には、加害者を追求して、謝罪と補償を求める交渉を行い、加害者がそれに応じなけ

れば、被害者が裁判で闘い勝てるよう支援するというのを、ずっと続けていくわけです。

この「女性の電話」の運動によって、性暴力というのは韓国女性全体の非常に深刻な問題であるという認識が広まり、92年に、韓国女性団体連合の中に「性暴力特別法制定推進特別委員会」というのが結成されます。こうした女性たちの闘いの結果、韓国政府が「性暴力根絶のための総合対策案」を発表します。そして、93年に金泳三（キム・ヨンサム）大統領による初めての文民政権が発足したとき、性暴力特別法というものが制定されます。これも女性たちの運動によって勝ち取られたものです。その施行は5年後と非常に遅いんですが、その性暴力特別法だけではまだまだ弱いということで、96年には女性団体連合の中に「家庭暴力防止法制定推進特別委員会」というのが作られ、「家庭暴力防止法制定推進国民運動本部」結成されます。その運動の成果で翌年には「家庭暴力犯罪の処罰などに関する特別法」と「家庭暴力予防および被害者保護などに関する法律」が制定されます。これらの施行は性暴力特別法と一緒に98年ですね。その年には金大中（キム・テジュン）大統領が就任して、今度は戸主制廃止の運動が女性たちの主要課題として取り組まれるようになっていくわけですが、女性たちは「戸主制廃止のための市民の会」を創立します。

99年には「男女雇用平等法」が改正されます。これは日本との比較をしてみるととっても面白いんですが、日本も同じ年に雇用平等法を改正しました。いや日本のは改悪ですよ。日本では女性保護関連法における女性保護条項を禁止するのと引き替えに、男女雇用平等法の方でセクシュアルハラスメントの禁止規定をちょろっと入れ、結果的には労基法の女性保護規定の大々的改悪という結果になったわけですが、韓国ではこの年の「男女雇用平等法」の改正は文字通り、より女性の権利を守るようなものになっています。

それから、同じ年の99年に、これはまたすごいんですが、「男女差別禁止および救済に関する法律」というのが施行されます。これは女性差別禁止法と言われるもので、雇用平等法は雇用状態における不平等の撤廃に限定された法律ですが、これはあらゆる生活現場における男女の差別を禁止

する法律なのです。これはすごいと思いますよね。憲法に規定されている男女平等を具体的に実現するために、家庭から学校から職場から、あらゆる女性差別を禁止する法律を、女性たちが勝ち取ったわけです。

そして、いよいよ2000年に入って、女性たちの運動は、戸主制撤廃の運動を主軸に進んでいきます。

戸籍上の問題の一つである「同姓同本婚の禁止」というのは、2000年に憲法違反だという判決が出て、これはもう無くなりました。

次に、戸主制によって被害を受けた人たちがこれは憲法違反であるという裁判を始めました。これは2次提訴も行われ、今も係争中です。

2001年には、金大中が大統領になる前に公約していたことなのですが、韓国政府内に「女性部」が発足します。韓国で部と言ったら日本の省ですから、女性省ですね。厚生労働省などと並んで女性省というのが日本にあると思えばすごいことですよね。そういう女性部が韓国に誕生したのです。それと、2001年には、母性保護関連法が韓国でも改正されます。

2002年、去年は米軍による女子中学生2名のひき逃げ殺人事件で反米闘争が非常に高まるわけですが、そういう中で盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領が選ばれて、戸主制廃止を「12大政課題」の一つに掲げました。

韓国、朝鮮半島におけるここ100年間の女性運動の流れは、以上のおりです。ですから、韓国の女性運動というのは、やはり日本による植民地支配のとき以来、法制面では日本の明治民法との闘いであったという一面を有しています。そして、今、韓国の女性たちが一番中心課題に挙げている戸主制廃止というのも、植民地支配の残滓との闘いであるわけです。

そういう面からも、また、儒教との闘いであるという面においても、韓国と日本の女性運動は深くつながっていると思います。

伊田：どうもありがとうございました。日本の植民地支配の時代から今日までが女性をめぐる動きが概観できました。そして、なるほどなと思ったんですけれども、韓国である程度言論の自由が許され、女性運動においてもフェミニズム理論が論じられるようになったのは、80年代に入ってからなんですよ。

市場：82年、梨花女子大の女性学ができて、そのこのグループの人たちを中心に理論学習がおこなわれて、その頃からたくさん書物が出たんですね。読んでいてもこちらがわくわくする位すごかったですよね。日本ではその頃はそういうものは完全に下火になっていて、日本ではなかなか接することができないような、女性の実態に即したいろんな文章が発表されていきました。だから、そのころに梨花女子大の女性学講座の現場にいたらすごかったんじゃないのかなと思いますよね。

伊田：思い出すんですけれども、70年代前半に、イタリアに行くときに、大韓航空機に乗ってソウルでトランジットで降りたときに持っていた日本語の書きかけの原稿などを厳しくチェックされて、20分も遅れるという大変な目に遭ったわけですから。その頃はそういう活字に対してすごく厳しかったし、警戒していたわけですね。そういうのが80年代に入って大きく変わったということですかね。

市場：ええ。春木さんは韓国に留学されていたんですね。

春木：98年です。

伊田：ああそうですか。またずっと最近のことですね。それでは続けて春木さんにお話いただきます。